

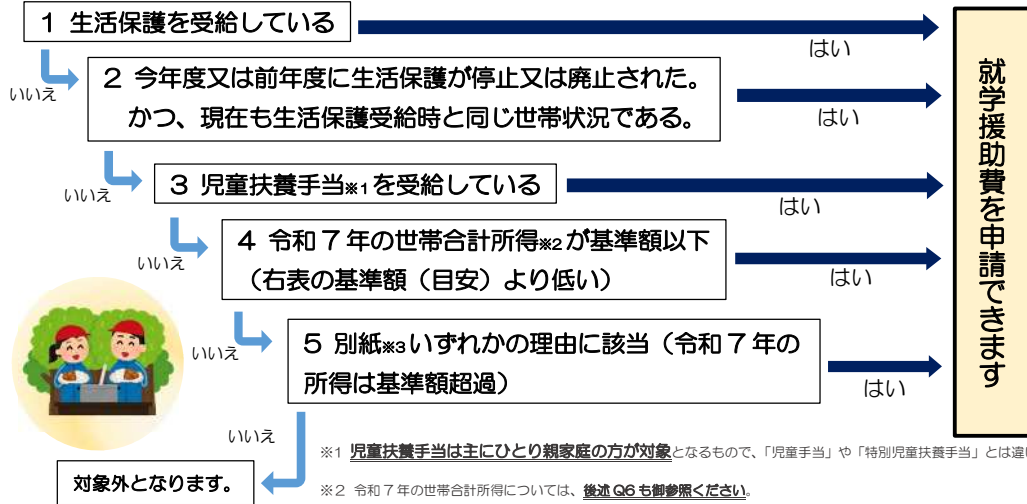
# 就学援助制度についてのお知らせ

川崎市の教育は、「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」ことをめざしています。  
就学援助制度は、児童生徒が市立小・中学校等へ就学する際、経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費など必要な費用をサポートするものです。



## 1 就学援助を受けられる方

次の申請理由1～5のどれかに当てはまる方は、就学援助費を申請することができます。



世帯人数	基準額（目安）
2人	約230万円
3人	約286万円
4人	約330万円
5人	約379万円
6人	約430万円
7人	約482万円
8人	約516万円

4の理由で申請できるかどうかは、**令和7年の世帯合計所得が、上表の基準額（目安）の金額を下回るかどうか**、で御判断ください（各世帯の年齢構成等により、基準額は若干増減します）。

## 2 援助の内容（就学援助費の費目及び金額）について

援助費目	小学校			中学校		
	1年	2～5年	6年	1年	2年	3年
学用品費・通学用品費	11,630円	13,900円		22,730円	25,000円	
校外活動費 (★)	1,600円			2,310円		
夏季施設参加費		実費			実費	
自然教室参加費（食事代） (★)		（小5）4,000円		4,000円		
通学費	実費（学区内居住者で2km以上）			実費（学区内居住者で3km以上）		
新入学準備金			63,000円			
新入学児童生徒学用品費	57,060円			63,000円		
修学旅行費 (★)			実費			実費
クラブ活動費				20,280円	12,480円	7,200円
卒業アルバム代等			実費			実費
学校病医療費 (★)	実費					
学校給食費	実費（就学援助の認定後、市が実費負担）					

※表中の金額は令和7年度実績です。令和8年度の支給額は、審査後、認定者に送付する「認定結果のお知らせ」内で御案内予定です。

※上表のうち、「**要保護**」認定者（生活保護受給者）は（★）の援助費目のみ支給対象となります。

※金額記載のあるものはすべて年額であり、基本は年3回に分けて支給します。各支給回ごとに支給対象者全員に送付する「就学援助費支給のお知らせ」で支給内容を御確認いただけます。また、年度途中で認定になった方は、認定期間に応じた金額を支給します。

※この制度は、上記の各費目を支給する制度です。学校納付金を免除するものではありません。

※実費支給の各費目は、実際にかかった経費を、教育委員会が学校に確認した後の支給となります。

※「自然教室参加費」について、ハケ岳少年自然の家以外の他施設を利用した場合は、各施設の食事代に基づいた実費を支給します。

※「通学費」は学区内居住者又は特別な事情がある方で、公共交通機関を使用して通学する場合のみ対象となります。

※「新入学児童生徒学用品費」は、前年度（未就学児、小学校6年生時）に「新入学準備金」を受給しておらず、4月30日までに認定となった世帯にのみ支給されます。

※「学校病医療費」の対象となるのは、学校の定期健康診断等の結果、治療の指示の出た学校病です。

※「学校給食費」は令和8年度は国の事業を踏まえた運用となりますが、就学援助の認定を受けるまでは一旦給食費をお支払いいただく場合があります。「学校給食費」の支払に関する事、就学援助の認定後の支払額還付等については、健康給食推進室にお問合せください。

※就学援助費が認定となった震災・大規模災害避難者には、別途支給費目があります。

### 3 申請手続き～支給までの流れ

#### (1) 申請と審査結果の送付

オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) または紙の申請書を提出 (郵送又は持参)



申請区分	申請期間	審査結果の送付予定時期
年度当初からの申請 (4/1 からの受給を申請)	令和8年4月1日～6月1日 (郵送の場合は消印有効)	7月末、9月下旬
年度途中からの申請 (事由発生による申請)	事由発生日の翌月末日まで (郵送の場合は消印有効)	9月下旬、11月中旬、 1月下旬、2月下旬に随時
年度途中からの申請 (申請月からの受給を申請)	随時 (郵送の場合は消印有効)	9月下旬、11月中旬、 1月下旬、2月下旬に随時

※年度当初からの申請について、継続申請対象の方 (前年度末に認定の方) は、原則、申請不要 (審査から開始) です。ただし、前年度から世帯状況に変更があった場合、令和8年1月1日時点で川崎市在住でなかった場合、今年度の申請理由が5の場合は、継続申請対象であっても、申請及び追加書類の提出が必要となる場合があります。

※申請手続きの詳細は、別紙も御参照ください。

#### (2) 支給と支給内容の送付

**基本、年3回 (8月又は10月、12月、3月) に分けて支給**するものとし、各支給回ごとに支給のお知らせを送付予定です。なお、認定時期によっては、支給回数が変わります。



#### (3) その他

年度途中で世帯変更等があった場合、一旦認定廃止となる場合があります。その際は再申請が必要です。

### 4 よくある質問

Q1 小学校入学前に「就学援助費 (新入学準備金)」を申請しましたが、入学後に再度申込みをする必要がありますか？  
A1 「就学援助費 (新入学準備金)」不認定の方は申請が必要です。

Q2 自分の世帯が「継続申請対象」か、わかりません。  
A2 宛名が記載された同封書類に、【継続申請】の記載があれば対象です。

Q3 兄弟姉妹がいる場合、申請書は人数分を提出する必要がありますか？  
A3 申請書は、各世帯で1枚提出してください。

Q4 オンライン申請の方法がわかりません。  
A4 ホームページの案内 (下記 URL) から申請の流れを確認することができます (専用の申請フォームへのリンクあり)。

Q5 申請書を郵送する際の封筒はどうしたらよいか？  
A5 紙申請書を提出される場合は、封筒 (差出人住所・氏名を明記) 及び郵送料 (切手) は御自身で御用意ください。

Q6 前年の合計所得が基準額以下かどうかわかりません。申請理由4 (所得が基準額以下) で、申請できますか？  
A6 「世帯の前年の合計所得」は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書の「所得金額」合計欄などに記載の金額を参照してください。世帯の合計所得が、前ページ表中の「合計所得 (目安額)」の金額より低ければ、申請可能です。なお、基準額以下かどうか不明の場合でも、申請することはできます。

Q7 所得の証明書はいつ、どこで入手できますか？  
A7 1月1日時点の住民登録地の市町村で申請できます。証明書の発行時期は5月下旬以降のケースが多く、それぞれの前住所地の担当部署にお問合せください。

Q8 二世帯住宅に居住している祖父母 (親族) や単身赴任の父がいますが、世帯分離しています。同一世帯に含めて申請する必要がありますか？  
A8 世帯分離している御家族でも二世帯住宅やアパート等で同部屋に居住している御家族、単身赴任や別居中でも同一の生計である御家族等は、同一世帯として申請いただいております。



#### 【問合せ先及びホームページ案内参照先】

就学援助制度全般 川崎市教育委員会事務局総務部学事課 044-200-3736  
 学校病医療費 川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 044-200-3293  
 学校給食費 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 044-200-2539  
 ホームページ : <https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-8-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

English / 中文 / 한글 / Español / Português / ภาษาไทย / Người việt nam / Filipino / नेपाल

